

## 廃液管理システムの変更について

### 1 廃液管理システム変更の経緯

有機廃液処理は、昭和52年に旧環境管理センターに有機廃液処理装置を設置以来24年間、センター職員と共に排出者も処理に携わり、廃ガスのモニタリングなどの処理状況を見届ける方式で行ってきた。有機廃液を学内で処理することは、環境教育の面においても多くの利点があったが、ダイオキシン類対策特別措置法に代表される焼却処理への規制強化及び当時文部省が学内での焼却処理を極力やめるように指導を強化したことによって、有機廃液の学内処理を停止し、平成15年度から外部委託処理に切り替えた。一方、無機廃液処理は、昭和50年に特殊排水処理施設を設置以来30年間、センター内で自営処理を行ってきたが、装置の老朽化と旧式の凝集沈殿処理法であるために非常に効率が悪い状況であり、更新すると億の単位の経費を必要とした。無機廃液の場合は、センター搬入し内容物等の確認後、原水槽へ移液までが排出者が行い、貯留された毎回組成が異なる廃液について、原水分析、処理方法の検討及び処理水分析は、排出者でなく専任職員が行う業務であった。無機廃液についても有機廃液同様に学内処理を行うことによって、実際の処理方法の確認や設備見学等を考えると、環境教育上効果あるものであったが、諸般の事情により平成18年度から学内での無機廃液処理を停止し、部委託処理を行うこととなった。

社会情勢の変化に伴い、大学内における廃棄物管理、化学物質管理、エネルギー管理等の環境マネジメントの重要性が高まり、それに伴うセンターの業務が大幅に増加したことにより人員の不足が生じた。また技術職員の欠員も補充されなく、廃液処理の人員を管理業務に回さなければ業務に対応できない状態となった。このような状況において、岡山大学の環境・安全管理及び教育の役割について検討を進め、廃液処理は外部委託に切り替えたが、化学物質取扱いにおける安全管理、廃液の適正分別・貯留、廃液内容物の適正申告などについての指導に重点をおいた廃液管理システムの変更することとなった。このシステム変更によって、今まで学内で処理不可能であったためにセンターで扱ってこなかった廃液についても出来るだけ受け入れが可能な体制を整えている。

平成16年の独立行政法人化に伴い、旧センターは、保健環境センター環境安全部門として改組された。所属教員は、旧センターの業務に加えて、環境・安全教育、大学院・学部等の教育・研究にも携わるようになった。技術職員（安全衛生部所属）は、学内廃液処に変わる外部委託処理の受入管理、環境・安全等に係わる新たな管理業務等にも対応できる体制が整ってきた。

### 2 システム変更の内容について

岡山大学における保健環境センター環境安全部門を利用した廃液処理は、従来より廃液処理技術指導員制度をとっており、今後も継続する。平成17年度から指導員認定のための講習会は、有機及び無機廃液（特殊廃液を含む）について一括で行うようになった。

廃液管理システムすなわち、センターの利用方法に関しては、部門のホームページの「廃液管理部門」の頁（学内情報）をご利用ください。

<http://www.okayama-u.ac.jp/user/ace/haieki/haieki.html>

その中に平成18年4月に発行した手引書「岡山大学廃液管理の手引き（第6版）」、平成18年10月に発行したパンフレット「岡山大学における廃液管理」等がダウンロードできますのでご利用ください。

なお受入の日程、申込み手続きとその書式（Webによる申込み）などの情報は、定期的に更新していますのでご覧ください。なお不明な点がございましたらご連絡ください。